

# 埼玉県ソフトボール協会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、埼玉県ソフトボール協会と称する。  
事務所は、会長指定の場所におく。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、埼玉県におけるソフトボールの普及及び振興を図ると共にスポーツの実践を通してその趣味の育成、健康の保持増進並びに相互の親密を深めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ソフトボール大会の開催と奨励
2. ソフトボールの技術指導と指導者の認定
3. ソフトボールの審判法指導と審判員の認定
4. ソフトボールの記録法指導と記録員の認定
5. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 組 織

第4条 1. 本会は、埼玉県内の加盟ソフトボール団体をもって組織する。  
2. 本会は、本会の運営を円滑にするために支部を置く。支部に関する内規は別に定める。

## 第4章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	若干名
理 事	若干名	評 議 員	若干名
監 事	若干名		

第6条 会長・副会長は、選考委員会で推薦し評議員会の承認を受ける。

会長は、本会を代表して会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

会長・副会長は理事及び評議員の資格を有する。

第7条 理事長・副理事長は、選考委員会で推薦し評議員会の承認を受ける。

理事長は、会務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第8条 理事は、選考委員会で選出し評議員会の承認を受ける。

理事は、会務を掌理する。

会長は、理事会の決議を経て理事を委嘱することができる。

第9条 評議員は、次の方法で選出又は委嘱する。

1. 加盟した市町村より各1名
2. 加盟した団体から若干名
3. 会長が委嘱する者若干名

第10条 監事は、評議員会で選出する。

監事は、財務及び業務を監査する。

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

## 第5章 名誉会長、顧問及び参与

第12条 会長は、理事会の議を経て本会に功労のあったものを名誉会長、顧問および参与に委嘱することができる。

1. 顧問は、会長の諮問に応じる。
2. 参与は、理事長の諮問に応じる。

## 第6章 会 議

第13条 1. 評議員会は会長が招集し年1回以上行う。会長が議長となる。

2. 理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる。

第14条 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の時は議長がこれを定める。

## 第7章 登 録

第15条 本会の趣旨に賛同するチーム及び審判員、記録員、指導者は市町村及び団体を通し所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。この登録についての内規は別に定める。

## 第8章 事務局及び専門委員会

第16条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。事務局に関する内規は別に定める。

第17条 本会は、第3条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。専門委員会の名称・目的・その他の内規は別に定める。

## 第9章 会 計

第18条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

1. 加盟登録金
2. 補助金
3. 事業収入金
4. 寄付金
5. その他

第19条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

## 第10章 附 記

第20条 本会規約執行上必要な内規は理事会で別にこれを定める。

第21条 本規約の改廃は評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第22条 特別積立金のとりくずしは、会長が必要と認めたときこれを行うことができる。なお、その結果は理事会に報告する。

第23条 本規約は昭和60年4月1日から施行する。

昭和29年1月16日制定	昭和57年3月22日 "	平成14年3月24日 "
" 41年3月8日改正	" 59年3月24日 "	" 20年3月23日 "
" 43年6月2日 "	" 60年3月23日 "	" 21年3月28日 "
" 45年6月21日 "	平成元年3月18日改正	" 22年3月27日 "
" 51年5月5日 "	" 4年3月8日 "	" 24年3月31日 "
" 54年4月28日 "	" 8年3月17日 "	

# 埼玉県ソフトボール協会内規

## 第1章 目 的 ・ 役 員

### (目 的)

- 第1条 埼玉県ソフトボール協会規約（以下規約という）により役員を選任し円滑な運営をはかることを目的とする  
本内規は日本ソフトボール協会規約および規約を完全に施行するためのものであり、それぞれの規約が改訂されればその精神を十分に生かして改訂するものとし、本内規よりもそれぞれの規約が優先するものとする。

### (理事の選出)

- 第2条 本会の規約第8条により本内規第3条に定める理事を選出する。

### (選出理事の人数)

- 第3条 次の者をもって理事とする。  
(1) 正・副会長、正・副理事長、事務局長  
各支部事務局  
(2) 次の各専門委員会委員長  
企画財政（総務・財務・競技企画・リーグ担当）、審判（審判）、報道（広報・記録・放送）、普及活動（普及・小学生・男子・女子・シニア）、競技力向上（技術・強化・指導者・ドクター）、学連（大学連盟・高体連・中体連）

### (専門委員会委員)

- 第4条 (1) 各支部から、次の専門委員会に1名の委員を出す。  
総務、財務、審判、競技企画、広報、記録、放送、小学生、男子、女子、シニア  
(2) 技術、強化、普及、ドクター、指導者の各委員会委員は、推薦委員をもってあてる。  
(3) 各委員会は、理事会の承認を得て委員を増員することができる。  
(4) 推薦委員は理事会で推薦する。

### (評 議 員)

- 第5条 規約第9条により選出または委嘱する。

### (その他役員)

- 第6条 日本協会、関東協会および県スポーツ協会等への派遣役員は会長が委嘱する。

## 第2章 支 部

- 第7条 支部の構成は次の通りとする。

- (1) 県東支部
- (2) 県西支部
- (3) 県南支部
- (4) 県北支部
- (5) 中央支部

また、地域支部の5支部は加盟する市町村協会等をもって組織し活動する。

- 第8条 支部は、本会に準拠して支部規約および役員を定め本協会に届け出なくてはならない。

- 第9条 支部には次の担当者を置き、本会との連絡を密にして円滑な運営を行う。

- (1) 支部長……実務推進責任者 1名
- (2) 事務局……事務取扱い責任者 1名

### 第3章 登

### 録

#### (チーム登録)

第10条 (1) この内規第11条に示す(1)～(3)(7)～(15)に所属するチームは市町村協会等を通し支部を通じて登録しなければならない。

(2) (4)～(6)についてもそれぞれの団体を通して登録しなければならない。

第11条 登録の種別は次の通りとする。

#### (競技種別)

(1) クラブチーム

県内に居住、または勤務する18才以上(当該年度4月1日現在)の者によって編成されたチームとする。(ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない)

(2) 実業団チーム

県内における官公社、会社、病院、商店等、同一企業に勤務する者のみによって編成されたチームとする。

(3) 大学チーム

県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(4) 高等学校チーム

県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。(全日制と定時制、通信制は別校とする)なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

#### (生涯種別)

(5) 中学生チーム

県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(6) 小学生チーム

県内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。男子チームに女子選手の登録は可能だが女子選手のみ登録は認めない。(小学生男子の全国大会は常時3名以内の女子選手の出場を認める)

(7) エルデストチーム

県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

(8) エルダーチーム

県内に居住または勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

(9) レディースチーム

県内に居住または勤務する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。

(10) 壮年チーム

県内に居住または勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(11) 実年チーム

県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(12) シニアチーム

県内に居住または勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(13) ハイシニアチーム

県内に居住または勤務する 68 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。

(14) 一般男子チーム

県内に居住または勤務（通学）する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。

(15) 教員チーム

県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。学校教育法第 1 条に規定された学校の教員とする。ただし、実習助手は認める

第 1 2 条 登録は 99 名以内とし、ユニフォームナンバーは 1 番から 99 番までとする。ただし、主将は 10 番、監督 30 番、コーチ 31・32 番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規制を設ける。

- 1 競技種別・学生種別の選手の登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。
- 2 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督、コーチを兼ねることができる。
- 3 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う 1 チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督、コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。
- 4 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- 5 生涯種別の監督・コーチの登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- 6 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、3 項の規定を優先する。
- 7 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選らばなければならない。（この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままでよい）高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。

第 1 3 条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第 1 4 条 チームの登録は、その年度ごとに行うものとする。（6 月 30 日を最終期限）

新規登録はその年度内認められる。いずれも、全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、日本協会の登録システムによるか日本協会発行の登録用紙に記入の上、A・B・C・D 表を県協会に提出する。県協会では登録を確証し、A 表を日本協会に、B 表は県協会に、C 表は支部で保管、D 表はチームが保管する。県協会に追加登録のあった場合も上記の通りとする。

なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に、8 月 21 日～9 月 20 日までにチームの選手登録の変更を認める。

第 1 5 条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

第 1 6 条 登録を完了しないチーム及び選手は本会主催のすべての大会に参加できない。ただし、国体については「国体実施要項」に定めるところによる。

**（審判員、記録員、準指導員登録）**

第 1 7 条 (1) 本会に所属する審判員・記録員・準指導員の登録についてもチーム登録同様の手続きを行い登録する

- (2) 登録料は自己負担とする。登録料は別に定める。
- (3) 登録は本会が指定する期間内に必ず所定の用紙に記入提出する。
- (4) 新しく審判員・記録員・準指導員に認定されたり、変更、移動等があった場合は直ちに本会にその内容を届け出なければならない。

— 付 記 —

チーム・審判員・記録員・準指導員の登録については各市町村協会等が責任を負うものとする。

## 第4章 専門委員会・事務局

第18条 本会の規約により、次のように専門委員会と事務局を設置し事務分担を定める。

- (1) 企画財政委員会
  - ①総務委員会 協会行事の立案に関する事項  
各種会議の開催に関する事項  
協会の規約、内規等に関する事項  
各委員会に所属しない事項  
各委員会との調整について
  - ②財務委員会 協会の予算の立案  
協会の決算に関する事項  
協会の財務に関する事項
  - ③競技企画委員会 大会日程に関する事項  
大会会場に関する事項  
大会開催に関する事項  
競技の進行に関する事項  
競技企画委員の養成  
大会における用具に関する事項
  - ④リーグ担当 県内で行われる日本リーグに関する事項
- (2) 審判委員会
  - ①審判員会 大会審判に関する事項  
審判の研修に関する事項  
審判の派遣に関する事項  
公認審判員の養成に関する事項
- (3) 報道委員会
  - ①広報委員会 協会広報に関する事項  
協会PRに関する事項
  - ②記録委員会 大会の記録の整理に関する事項  
公式記録員の養成に関する事項  
関係委員会との連絡、協力
  - ③放送委員会 各種大会の放送に関する事項  
放送委員の養成に関する事項  
関係委員会との連絡、協力
- (4) 普及活動委員会
  - ①普及委員会 小・中学生を中心とした普及に関する事項  
他団体との連絡、調整
  - ②小学生委員会 小学生大会に関する事項
  - ③男子委員会 男子チームの普及に関する事項  
県内男子チームの連絡、調整
  - ④女子委員会 女子チームの普及に関する事項  
県内女子チームの連絡、調整
  - ⑤シニア委員会 シニアの普及に関する事項

- (5) 競技力向上委員会
- ①技術委員会 県内チーム指導者の技術向上に関する事項  
技術講習会、研修会に関する事項
  - ②強化委員会 学識経験者をもって組織し、県協会所属チームの強化に関する事項
  - ③指導者委員会 指導者の養成に関する事項
  - ④ドクター委員会 日本協会、関東協会との連絡、調整
- (6) 学連委員会
- ①大学連盟 大学連盟との連絡、調整
  - ②高体連 高体連との連絡、調整
  - ③中体連 中体連との連絡、調整
- (7) この他委員会に次の担当者を置く
- 審判委員会 ルール・認定担当者
  - 記録委員会 認定担当者
  - 競技企画委員会 用具担当者
  - 指導者委員会 認定担当者
- (8) 県協会事務局
- 日本協会、関東協会との連絡、調整
  - 県支部協会との連絡、調整
  - 県教育局、県スポーツ協会との連絡、調整
  - 部外団体との連絡、調整
  - 議事録の整理
  - 会計処理に関する
- 事務局所在地：〒335-0002蕨市塚越4-12-32-408 上島孝之方
- 会計担当者所在地：〒335-0002 蕨市塚越 4-12-32-408 上島孝之方
- その他指示された事項

第19条 各委員会には次の役員を置く。

(1)委員長 1名 (2)副委員長 若干名 (3)委員 若干名

第20条 前項の役員は委員会において互選し会長が委嘱する。

委員長は理事となる。

第21条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第22条 各委員会は原則として年2回以上、委員長が召集して開き、会議の結果を理事会に報告し、承認を求めるものとする。

第23条 各委員会は業務を円滑に運営するため理事会の承認を得て内規を定めることができる。

## 第5章 表

## 彰

### (表彰規定)

第24条 この規定は本県のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。

第25条 本県のソフトボールの発展に著しい功労のあったもの又は本会主催の大会に出場して優秀な成績をおさめ、技術及び態度等の模範と認められるものは、この規定によって埼玉県ソフトボール協会が表彰する。

第26条 前条による表彰は次の通り。

(1)優秀表彰 (2)功労表彰 (3)特別表彰

第27条 表彰の方法は表彰状、記念品を贈り表彰する。

第28条 第26条(2)の功労表彰については、各団体より広く推薦を受け理事会において審議決定する。但し各団体等で1名程度を原則とする。

### (表彰内規)

第29条 表彰は次の何れかに該当するものについて行う。

- ・優秀表彰 (1) 協会加盟チームで全国大会に出場、又は関東大会で活躍が認められたチーム。
- (2) 前号のチームの選手で技術態度が模範とするにあたるもの。

- ・功労表彰 (1) 本協会又は市町村等で、役員、審判員、記録員等で男子は10年、女子は5年以上の永年にわたりソフトボール発展に著しい功績をあげたもの。(功労表彰について受賞は1回を原則とする)
- (2) 協会加盟チーム関係者で、永年にわたりソフトボールの振興に尽力し著しい成績をあげたもの。
- ・特別表彰 本協会の関係者で優秀表彰、功労表彰よりさらに功績をあげたと認められたもの。

## 第6章 附 則

- 第30条 この内規は理事会にて改訂することができる。
- 第31条 1. この内規は昭和60年3月23日より実施する。  
2. ただし役員の特任については昭和61年度より実施する。
- 第32条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

### ◎ 役員選出内規

1. 会長は全県的見地から学識経験者を推挙する。
2. 副会長は東西南北中から各1名推挙する。  
その外、全県的見地から学識経験者若干名を推挙する。
3. 理事長は全県的見地から推薦する。
4. 副理事長は東西南北中各1名の外、全県的見地から若干名推薦する。
5. 会長推薦理事及び委員会の追加委員については、全県的見地から推薦する。
6. 選考委員会の委員は、副会長から互選で1名、支部から各1名、専門委員会から互選で4名、大高中から互選で1名で組織し、選出された役員は理事会の議を経て、評議員会の承認を受ける。

### ◎ 慶弔規定

#### A. 本人

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 名誉会長           | 生花、弔電、3万円 |
| 2. 県協会会長・副会長      | 生花、弔電、3万円 |
| 3. 県協会顧問・参与・理事・監事 | 生花、1万円    |
| 4. 市町村協会会長        | 生花、1万円    |

※ 慶弔に関しては会長・副会長に一任



## 埼玉県ソフトボール協会競技者等の行動に関する規程

(平成 22 年 11 月 20 日第 3 回理事会承認)

埼玉県ソフトボール協会は、当協会規約第 2 章目的及び事業に従い、ソフトボールの普及及び振興を図るため、当協会に登録するチーム及び個人（選手・監督・コーチ・審判員・記録員・公認指導者・役員・その他関係者）（以下「競技者等」という）の行動に関する競技者等規程を定める。

(競技者等の精神)

- 第 1 条 競技者等は、ソフトボール競技を行うに当たって、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさなければならない。
- 2 競技者等が大会、競技会に参加する場合は、主催者が規定する大会要項に従うものとする。
  - 3 競技者等は、埼玉県ソフトボール協会の定めた諸規定に従い行動しなければならない。

(違反行為・競技者等の義務・禁止事項)

- 第 2 条 当協会の品位、名誉を傷つける行為及び暴力行為・暴言・セクシャルハラスメント・個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- 2 (財)日本ソフトボール協会が規定した「競技会運営に関する注意事項」・「チーム登録規定」・「公認審判員規定」・「公式記録員規定」及び当協会の内規に規定した事項に不正があった場合。
  - 3 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
  - 4 加盟団体及び競技者等が、方法の如何を問わず不正行為に関与したとき。
  - 5 加盟団体又は競技者等が、不正経理を行ったとき。
  - 6 試合中の競技者等の行為に関する罰則は、会場責任者の決定した処分によるものとし、次試合以降の処分は、別途決定する。

(処分の内容)

第 3 条 前条に違反した場合の競技者等に対する処分の内容は、その違反の程度に従い次の通りとする。

なお、加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合は、その個人に対して処分を科するほか、その個人の所属する加盟団体に対しても処分を科することが出来る。ただし、加盟団体に過失がなかったときはこの限りでない。

- (1) 戒告 ※口頭注意・文書注意・始末書など
- (2) 賞の返還
- (3) 試合結果の無効
- (4) 一定期間・無制限・永久的な公式試合の出場停止又は協会活動の停止及び役員の資格停止
- (5) 除名
- (6) その他競技者等の故意でない違反行為については、注意等の処分

(審査委員会)

- 第 4 条 競技者等に違反行為があった場合、第 3 条に定める処分を決定する「審査委員会」を置く。
- 2 審査委員会は、当協会の正副会長・理事長・各支部支部長・各支部事務局長・県事務局で構成し、会長が委員長となる。ただし、必要がある場合は他の役員を参加させることが出来る。
  - 3 審査委員会の決定事項については、審査委員会開催後直近の理事会に原則報告する。
  - 4 審査委員会は、公正を期するため、当事者に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、当事者の同意・拒否・無断欠席の場合を除く。

(不服の申し立て)

- 第 5 条 処分決定の後、新たな反証を有する場合に限り、当事者への通知から 2 週間以内に再審査請求することができる。
- 2 再審査の手続きは、第 4 条に定める規定に準じて行う。

附 則 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

